

熊本県福祉サービス第三者評価機関情報公表要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第9の規定に基づき、評価機関に関する情報の公表について定めることにより、利用者の利便性を確保することを目的とする。

(評価機関情報の公表基準)

第2条 県は、評価機関の情報を公表するときは、別記の「評価機関情報の公表基準」によるものとする。

(県への変更報告)

第3条 評価機関は、評価機関及び評価調査者の情報について変更が生じた場合は、その都度県に対して変更報告を行うものとする。

(県による公表)

第4条 県は、評価機関を認証したとき及び公表情報の変更報告を受けたときは、第2条に定める評価機関情報の公表基準により公表を行う。

2 公表は、インターネットの県ホームページで行う。

(その他)

第5条 この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年(2020年)11月20日から施行する。